

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会専門委員会の概要について (第6回／平成29年度第3回)

- 1 日 時 平成30年2月1日(木) 午後2時から3時まで
- 2 場 所 京都ガーデンパレス『鞍馬』
- 3 出席者 薬師寺委員長・太田委員・北村委員・山本委員・伊藤委員・白浜委員
京都府：人権啓発推進室長、国際課長他 関係部局職員
- 4 傍聴者 12名

5 議事の概要

(1) ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について

前回専門委員会及び議会への中間案報告に対する意見等に対応した「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン(以下GL)」(最終案)及び「GLを適用した場合の使用不承認等に係る規定の状況」について説明し、各委員から意見聴取

事務局からの説明要旨

【前回専門委員会からのGLの変更箇所】

1 策定趣旨

- ・ヘイトスピーチ解消法附帯決議に言及
- ・地方自治法などの条項を正確に記載
- ・ヘイトスピーチに対する府の姿勢と取組を明記

4 使用制限に係る基本方針

(考え方)

- ・関係する最高裁判所判決(泉佐野市民会館事件・上尾市福祉会館事件)をより正確に参照・引用
- ・表現の自由や集会の自由を保障した憲法に照らし、恣意的運用や正当な表現の萎縮を招かないように運用することを明確かつ強調して記述

(使用制限の要件、具体的適用)

- ・イの要件について、参照する判決文を忠実に記載

【対象施設における規定状況】

対象施設における使用不承認等の規定状況を報告。審査基準等の整備が必要な施設においては、GL施行までに整備を行うことを説明。

委員の主な質問・意見

- ▶ 府の施設において、ヘイトスピーチが行われた事例はあるか。
→事務局：該当事例なし。
- ▶ 事務局提案のGL最終案及び対象施設における規定整備について、了解することとしたい。(委員長→各委員異議なし)

(2) その他

【ハイトスピーチ解消法に基づく基本的施策の実施について】

事務局からの説明要旨

平成28年度は人権フォーラムの開催・啓発パンフレットの作成など啓発を重点的に実施。平成29年度は通年事業の中での継続的な啓発に加えて、部落差別解消法の責務も踏まえた相談体制として、「差別などによる人権侵害に関する特設法律相談」を開設。引き続き、ハイトスピーチの解消に向けた啓発を様々な機会を通じて実施するとともに、府民にとって利便性の高い相談体制の整備・充実に取り組む。

委員の主な意見

- ▶ ハイトスピーチは、街頭宣伝活動の現場における対応や、インターネット上に掲載された動画等の情報への対処が大きな課題。府が実施する啓発や相談等の対策の効果について、今後とも検証してもらいたい。